

## 1 総合博物館

## (1) 施設設備保守管理業務

運転、監視、日常点検、特定・定期点検、法定点検及び保守を行い、耐久性向上、機能確保を図り、安全かつ快適であるとともに博物館資料の保存・管理に適した環境を維持する。なお、緊急時は速やかに対応すること。

## ア 運転・監視及び日常点検・保守

受変電設備（使用量の管理を含む。）

配電設備

自家発電設備

弱電設備

非常照明設備

館内照明設備（点灯確認を含む。）

太陽光発電設備

雷保護設備

熱源機器類

空調機器類

送風機類及び排風機、排煙機類

自動制御機器類

給水設備（使用量の管理を含む。）

残留塩素検査業務

簡易専用水道施設検査業務

雑用水検査業務

排水設備

衛生設備（衛生陶器類を含む。）

ガス設備（使用量の管理を含む。）

消防設備（N2 ガスボンベの保存状態の監視、耐火ダンパーを含む。）

その他

施設の異常があれば施設管理者に報告する。

設備室は1日1回巡視し対象部分以外も異常があれば施設管理者に報告する。

## イ 電気設備 全項目 年1回

インターホン機器 6台

身体障害者用インターホン装置 4台

トイレ等呼び出し装置 11台

放送用増幅器、操作装置及び遠隔操作器 1台

放送用配線、付属機器等 1式 スピーカー 218台

放送設備性能試験 1式

親時計 1台

子時計 26台

テレビ共同受信機器・機器収容箱 8台

テレビ共同受信アンテナ・マスト 5台

照明設備外観点検・点灯テスト 298 台

照明設備照度測定 55 台

ウ 機械設備

水熱源ヒートポンプチラー地中熱源対応 3 台 年 2 回

小型貫流ボイラー 2 台 年 2 回

蒸気発生機（蒸気制御弁付） 1 台 年 4 回

冷温水蓄熱層 1 台 年 2 回

薬注装置（冷水・温水系統用） 1 台 年 1 回

薬注装置（蓄熱一次側系統用） 1 台 年 1 回

ポンプ類 15 台 年 1 回

蒸気ヘッダー 1 台 年 1 回

冷温水ヘッダー 6 台 年 1 回

ホットウェルタンク 1 台 年 1 回

空調機 23 台 年 2 回

膨張タンク 7 台 年 1 回

空冷パッケージビルマルチエアコン 148 台 年 1 回

空気全熱交換器フィルター保守点検 71 枚 年 4 回

空冷パッケージマルチエアコンフィルター保守点検 202 枚 年 4 回

空調機フィルター保守点検 187 枚 年 4 回

電気ヒーター（床埋込型） 36 台 年 1 回

電気ヒーター（フィルム型） 26 台 年 1 回

ドラフトチャンバー 5 台 年 1 回

冷蔵庫 1 台 年 2 回

冷凍庫 2 台 年 2 回

消音ボックス付送風機 91 台 年 1 回

片吸込遠心送風機 6 台 年 1 回

排風機 1 台 年 1 回

天井カセット型全熱交換器 8 台 年 1 回

天井隠ぺい型（加湿付）全熱交換器 17 台 年 1 回

直膨式天井隠ぺい型全熱交換器 13 台 年 1 回

自動制御盤 7 面 年 2 回

熱源機制御 5 台 年 2 回

2 次ポンプ制御 8 台 年 2 回

冷却塔制御 2 台 年 2 回

空調機制御（加圧制御を含む。） 17 台 年 2 回

水槽監視（膨張タンク） 5 台 年 2 回

窒素ガス排気制御 1 台 年 2 回

上水受水タンク 1 台 年 6 回

衛生ポンプ類 23 台 年 1 回

薬注ポンプ 1 台 年 1 回

ろ過装置 1 台 年 1 回

柵及び阻集器類 1 式 年 2 回

- 排水槽（解剖室用） 1台 年2回
- 配管及び弁類 1式 年1回
- 瞬間式ガス湯沸器 1台 年2回
- 飲料用冷水機 1台 年2回
- 浄水温水器 1台 年2回
- 電気温水器 14台 年2回
- 飼育設備 1式 年2回
- 自動ドア（片引き戸） 3台 年4回
- 自動ドア（両引き戸） 6台 年4回
- 電動シャッター 2台 年4回
- 電動シャッター（リング） 3台 年4回
- 免震装置 1式 年1回
- 洪水調整池 1式 年1回
- エ 消防設備 全項目 年2回
  - 粉末消火器 92本
  - 屋内消火設備 1式
  - 不活性ガス消火設備 1式
  - 自動火災報知設備 1式
  - 非常警報設備 1式
  - 誘導灯 1式
  - 排煙設備 1式
- オ 自家用電気工作物
  - 受変電設備 1式 年1回
  - 配電設備 1式 年1回
  - 自家発電設備 1式 年2回
  - 直流電源設備 1式 年2回
  - 太陽光発電設備 1式 年1回
- カ 水質管理業務
  - 水質検査管理 1式 年2回
  - 簡易専用水道施設検査 1式 年1回
  - 残留塩素検査 1式 週1回
  - 雑用水水質検査管理（雨水利用） 1式 年6回
- キ 騒音測定管理業務 年1回
- ク 浄化槽 1式（浄化槽本体は総合文化センターのものを使用）
- ケ 昇降機等設備 検査・整備の頻度・内容は別紙仕様書による。
  - 2階 1000 kg 乗用 2台
  - 2階 1600 kg 乗用 1台
  - 3階 900 kg 乗用 1台
  - 3階 4000 kg 荷物用 1台
  - 2階 エスカレーター 1台
  - 2階 300 kg 小荷物用 4台
  - 2階 300 kg 小荷物用 1台

- 2階 240 kg 小荷物用 1台
- コ ゴンドラ等 全項目 年3回(法定点検は、別途年度毎に1回)  
 ゴンドラ MD-22型(エントランス棟 大階段上部ガラス屋根清掃用) 1台  
 ゴンドラ MC-11型(本棟 交流展示室外部ガラス屋根清掃用) 1台  
 撮影用走行式キャットウォーク(1階写真撮影室用) 1台
- サ 電話交換設備 全項目 月1回  
 電話交換機(日立製 CX-01 電源装置内蔵) 1台  
 保守運用コンソール 1式  
 PHSアンテナ 60台  
 多機能電話機 20台  
 一般電話機 65台  
 PHS電話機 35台  
 前各号に付属する機器及び設備
- シ 建築物及び建築設備等にかかる定期報告
- ス 照明制御監視盤 1式
- セ 調光設備(企画展示室・展示準備室) 1式
- ソ 展示室天井照明器具メンテナンス 1式
- タ 展示機器類保守・メンテナンス 1式
- チ 特殊建築物等定期点検調査業務 1式(法に基づく内容・頻度で実施)
- (2) 環境衛生管理業務
- ア 清掃業務  
 日常清掃業務 1式  
 定期清掃業務 1式  
 ごみの収集及び管理 1式  
 範囲は、三重県総合博物館棟、外周及び庭園。詳細は別表による。  
 槽類清掃点検 1式 年1回  
 室内環境測定 1式 年6回(照度については年2回)  
 害虫等駆除管理 1式 年2回
- イ 産業廃棄物処理業務  
 不燃ゴミ 1回5kg程度 2回以上/月  
 空調フィルター、割れた硝子類 1回ダンボール箱4箱程度 4回程度/年
- ウ 一般廃棄物処理業務  
 可燃ゴミ 40kg程度/週 42回/年  
 資源ゴミ 170kg程度/月 10回/年
- エ 解剖室等系統污水处理業務 1式
- (3) 植栽管理業務  
 ミュージアムフィールド、外構等の植栽にかかる博物館担当職員と協議のうえ、博物館の芝生、草地、樹木を適正に管理し、美観を維持する。  
 範囲は、駐車場周辺部、交流の広場及び観察の林。詳細は別図
- |                 |   |     |
|-----------------|---|-----|
| 草刈り(機械除草)       | 9300 m <sup>2</sup> × 2回 = 18600 m <sup>2</sup> | 年2回 |
| 芝生管理            | 2000 m <sup>2</sup> × 4回 = 8000 m <sup>2</sup>  | 年4回 |
| 草引き(人力除草)及び低木管理 | 2100 m <sup>2</sup> × 3回 = 6300 m <sup>2</sup>  | 年3回 |

一般管理（漏水、枯損木処理等）については適時行う。

（４）備品等の保守管理

施設の運営に支障をきたさないよう、使用状況や耐用年数等の把握を含め、備品及び消耗品を管理する。

（５）警備業務

火災・盗難・破壊・不正・不良行為の予防及び防止と安全を阻害する要因の早期発見排除を行い、人身の安全と財産を保護するとともに風紀・規律の維持に努める。館内・外周の動哨巡回、通用口の入出管理、展示室における立哨監視、博物館資料の安全確保、異常事態発生時の緊急対処等を行う。

- ・建物内外、駐車場の24時間警備（警備業法上の適格者が実施すること。）
- ・機械警備、巡回、出入管理、車両誘導、交通整理、受付管理、エスカレーター・エレベーター運転管理、防災監視盤による監視、緊急連絡及び処置、警備機器の保守点検

（６）その他

ミュージアムショップは県が許可した者が運営しており、指定管理者は当該運営者と施設や設備に関する事項等必要な調整を行う。

## 2 美術館

（１）施設設備保守管理業務

運転、監視、日常点検、特定・定期点検、法定点検及び保守を行い、耐久性向上、機能確保を図り、安全かつ快適であるとともに、作品の保存・管理に適した環境を維持する。なお、緊急時は速やかに対応すること。

ア 建築物及び建築設備等にかかる定期報告

イ 運転・監視及び日常点検・保守

受変電設備（使用量の管理を含む。）

配電設備

自家発電設備

弱電設備

非常照明設備

館内照明設備（点灯確認を含む。）

雷保護設備

熱源機器類（冷凍機、冷却塔、ポンプ類等）

空調機器類

送風機類及び排風機・排煙機類

自動制御機器類

給水設備（使用量の管理を含む。）

残留塩素検査

簡易専用水道施設検査

雑用水検査

排水設備

衛生設備（衛生陶器類を含む。）

ガス設備（使用量の管理を含む。）

消防設備（ハロン・N2 ガス庫内ポンベの保存状態の監視を含む。）

その他

施設の異常があれば施設管理者に報告する。

設備室は1日1回巡視し対象部分以外も異常があれば施設管理者に報告する。

ウ 特定・定期点検

エ 防火設備

オ 昇降機設備 検査・整備の頻度・内容は別紙仕様書による。

1号機 900 kg 乗用

2号機 3,500 kg 荷物用

3号機 750 kg 乗用

カ 電気設備

電気設備点検 1式 年1回

受変電設備の運転及び点検 1式 年1回

自家発電設備点検 1式 年2回

監視カメラ ITV 設備点検 1式 年1回

中央監視盤保守点検 1式 年1回

キ 機械設備

水冷式熱回収ヒートポンプチラー 1式 年4回

空冷ヒートポンプチラー 1式 年4回

冷温水発生機 1式 年4回

自動制御機器類 1式 年2回

空調機器類

空調機 年2回

膨張タンク 年1回

ファンコイル 年1回

パッケージエアコン 年1回

フィルターユニット 年2回

送風機類及び排風機類

送風機類及び排風機類 年1回

全熱交換器 年1回

給排水衛生設備

受水槽、高置水槽 年2回

衛生ポンプ 年1回

ろ過装置、薬注ポンプ 年1回

桝及び阻集器類 年2回

配管及び弁 年1回

ガス設備類 年2回

ク 消防設備 全項目 年2回

消火機器 1式

屋内消火設備 1式

連結送水管設備 1式

不活性ガス消火設備 1式

- ハロゲン化物消火設備 1 式
- 自動火災報知設備 1 式
- 非常警報設備 1 式
- 誘導灯設備 1 式
- 防排煙設備 1 式
- ケ 自動ドア設備
  - 自動ドア 両引き 2 基 年 4 回
  - 自動ドア 片引き 4 基 年 4 回
- コ 合併処理施設
  - 機器類の点検、土砂の搬出、汚泥量調査、沈殿池のスカム・汚泥の除去・調整、機械室内・処理施設内の清掃 年 51 回
  - 水質検査 年 12 回
  - 消毒薬の補充 年 120 kg
- サ シャッター
  - 電動シャッター（本館） 15 台 年 2 回
  - 電動シャッター（柳原義達記念館） 2 台 年 2 回
- シ 構内電話交換設備 全項目 月 1 回
  - 富士通 IP Pathfinder S 交換機 1 式
  - 多機能電話機 4 台
  - 一般電話機 37 台
  - PHS 接続装置 7 台
  - PHS 電話機 17 台
- ス 特殊建築物等定期点検調査業務 1 式（法に基づく内容・頻度で実施）
- (2) 環境衛生管理業務
  - ア 清掃業務 1 式
  - イ 廃棄物処理業務
    - 産業廃棄物処理業務
      - 不燃ごみ 年間約 105 kg 月 1 回
      - 粗大ごみ 年間 4t 車×3 台程度 年 3 回
    - 一般廃棄物処理業務
      - 可燃ごみ、木くず類及び布類 年間約 935 kg 週 2 回
      - 資源ごみ 年間約 2693 kg 月 1 回
      - X 線現像定着廃液処理 年 1 回
  - ウ 水質検査管理業務
    - ビル管 給水 A 項目 10 項目 年 1 回
    - ビル管 給水 A・B・C 項目 26 項目 年 1 回
    - 雑用水 大腸菌 年 6 回
    - 簡易専用水道施設検査 年 1 回
    - 残留塩素検査 週 1 回
  - エ 煤煙濃度測定管理業務 年 2 回
  - オ 騒音測定管理業務 年 1 回

( 3 ) 植栽管理業務

外構等の植栽にかかる美術館担当職員と協議のうえ、敷地内の芝生、草地、樹木を適正に管理し、美観を維持する。詳細は別紙仕様書のとおり。

( 4 ) 備品等の保守管理

施設の運営に支障をきたさないよう、使用状況や耐用年数等の把握を含め、美術資料等に関する備品を除く備品及び消耗品の管理や購入を行う。

( 5 ) 警備業務

火災・盗難・破壊・不正・不良行為の予防及び防止と安全を阻害する要因の早期発見排除を行い、人身の安全と財産を保護するとともに風紀・規律の維持に努める。館内・外周の動哨巡回、通用口の入出管理、展示室における立哨監視、作品の安全確保、異常事態発生時の緊急対処等を行う。

また、混雑時の駐車場整備や燻蒸作業時の警備を行う。

( 6 ) その他

ミュージアムショップ及びレストランは県が許可した者が運営しており、指定管理者は当該運営者と施設や設備に関する事項等必要な調整を行う。